

セカンドライフセミナー

人生100年時代、元気なうちは働くのが当たり前！

望月FP社会保険労務士事務所

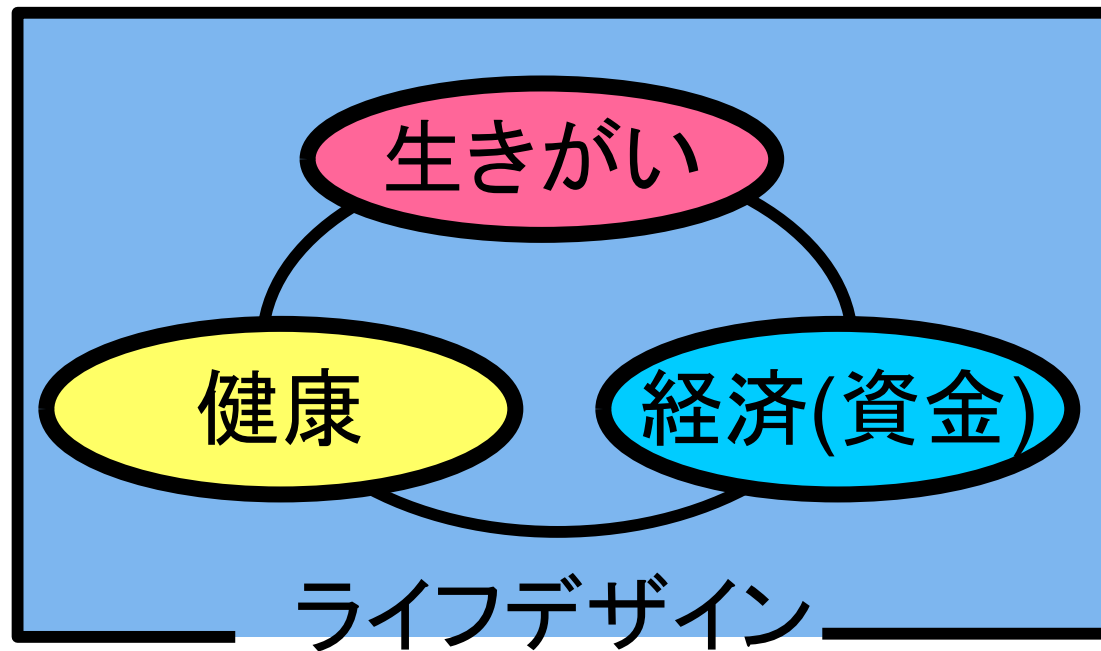
望月 厚子

このレジュメは令和2年11月1日現在の法令・各種制度等を参考にしています。

1. 人生100年時代のライフプランニング

☑ライフプランの3大テーマ

ライフプランニング



2. 人生100年時代のキーワード

☑人生100年時代構想会議より

- ・ある海外の研究では、2007年に日本で生まれた子供の半数が107歳より長く生きると推計されており、**日本は健康寿命が世界一の長寿社会**を迎えている
- ・人生100年時代に、高齢者から若者まで、全ての国民に活躍の場があり、全ての人が**元気に活躍し続けられる社会**、安心して暮らすことのできる社会をつくることが重要な課題となっている
- ・100年という長い期間をより充実したものにするためには、幼児教育から小・中・高等学校教育、大学教育、更には**社会人の学び直し**に至るまで、生涯にわたる学習が重要

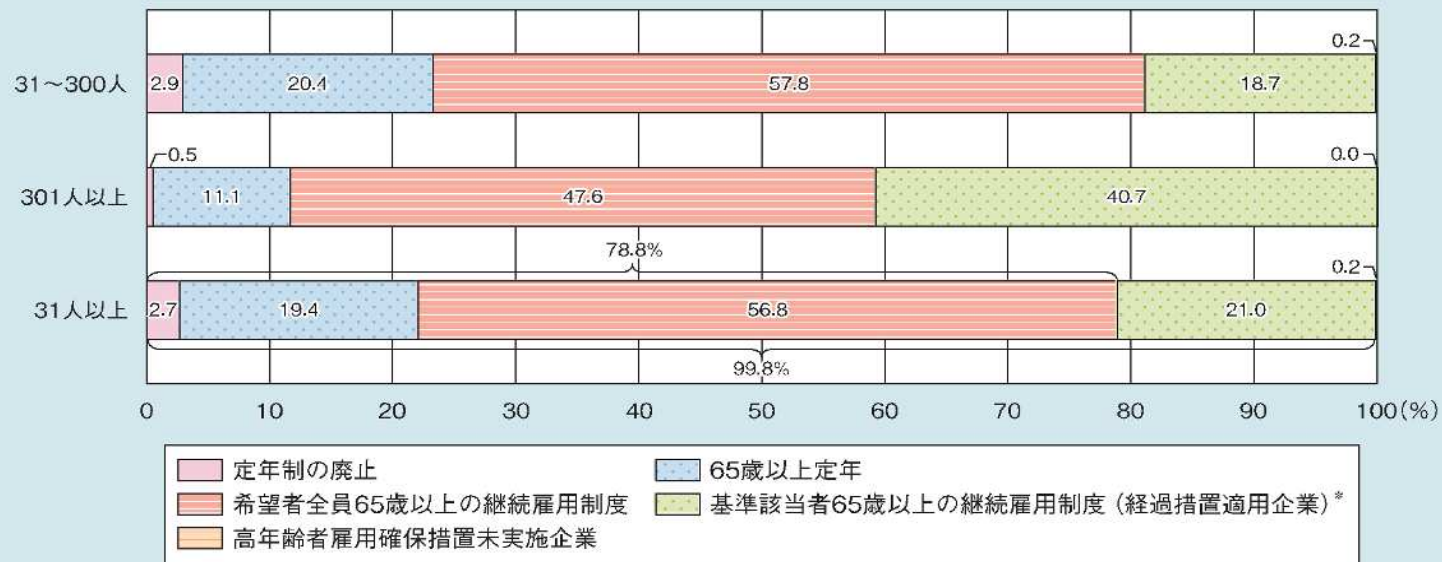
☑キーワード

- ◇ 元気に活躍し続けられる社会→**高齢者雇用の促進**
- ◇ 社会人の学び直し→**リカレント教育**

3. 65歳以上の雇用は怎么样了のか？

☑希望者全員が65歳以上まで働ける企業は7割以上

図1-2-1-17 雇用確保措置の実施状況の内訳（企業規模別）



資料：厚生労働省「令和元年『高年齢者の雇用状況』集計結果」（令和元年）より内閣府作成

（注）継続雇用制度とは、現に雇用している高年齢者が希望するときは、当該高年齢者をその定年後も引き続いて雇用する制度をいう。なお、平成24年度の法改正により、平成25年度以降、制度の適用者は原則として「希望者全員」となった。ただし、平成24年度までに労使協定により継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めていた場合は、その基準を適用できる年齢を令和7年度までに段階的に引き上げているところ（経過措置）。また、四捨五入しているため、合計値が100.0%とまらない場合がある。

出典元：内閣府「令和2年版高齢社会白書」

4. 高年齢者雇用安定法の改正～70歳までの就業機会確保～

☑改正の目的は、働く意欲がある高年齢者がその能力を十分に発揮できるように高年齢者が活躍できる環境の整備を行う

【現行】

65歳までの雇用確保・義務

- ① 65歳までの定年引上げ
- ② 65歳までの継続雇用制度の導入
- ③ 定年廃止

【改正】

70歳までの雇用確保・努力義務

- ① 70歳までの定年引上げ
- ② 70歳までの継続雇用制度の導入
- ③ 定年廃止
- ④ 他の企業への再就職を支援
- ⑤ フリーランス希望者への業務委託
- ⑥ 起業する人への業務委託
- ⑦ 社会貢献活動への従事を支援する制度導入

令和3年4月～
70歳までの就業確保

5. 自分に合った働き方を見つける

再就職以外の働き方にもチャレンジ

働き方	おもなポイント
再就職	<ul style="list-style-type: none">・会社員やパートタイマー、アルバイトなどとして会社と雇用契約を締結する・労働条件(給与・賞与・昇給・社会保険加入など)を確認する
起業	<ul style="list-style-type: none">・自ら会社を設立し、事業を立ち上げる・税務関係、社会保険や労働保険などの手続きを確認する
フリーランス	<ul style="list-style-type: none">・会社などに属さず、個人で仕事を請け負う(業務委託契約)・自分の裁量で仕事をする事ができる・業務委託の契約内容を確認する
クラウドワーカー	<ul style="list-style-type: none">・働く場所や働く時間に縛られない・会社員の副業、退職したシニア・専業主婦などが活躍・クラウドソーシングサービスに登録する

6. コロナ禍 リモートワークの活用

☑新型コロナウイルス感染症の影響により、会社や事業所に出勤しない「テレワーク」や「リモートワーク」が増えている

働き方	おもなポイント
テレワーク	<ul style="list-style-type: none">・ICT(情報通信技術)を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方・テレワークの形態は、在宅勤務、モバイル勤務、サテライト勤務
リモートワーク	<ul style="list-style-type: none">・テレワークと同様に、勤務地以外で働くこと・業務の一部をアウトソース(外部委託)すること・雇用形態は、業務委託契約が多い

《おもなメリット》

・通勤にかかる時間がなくなる ・業務の効率化 ・感染症拡大の防止になる など

《おもなデメリット》

・仕事とプライベートの区切りがあいまい ・長時間労働になりやすい
・コミュニケーション不足 など

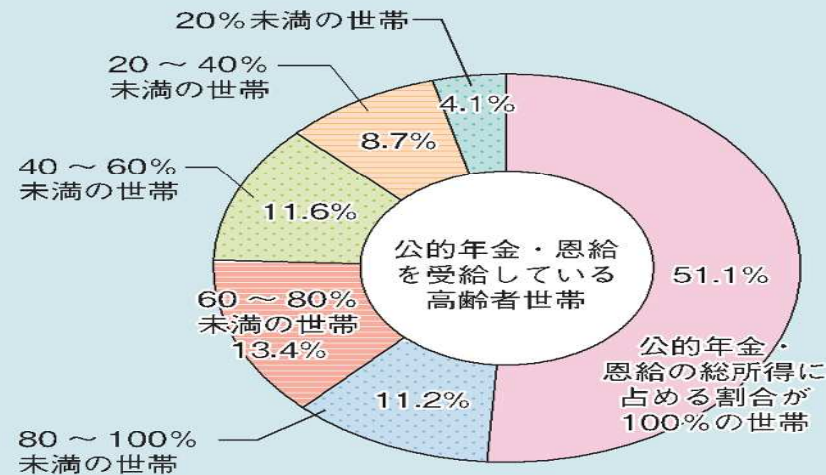
7. 高齢者世帯の収入の柱は？

☑収入の柱は公的年金

公的年金・恩給が家計収入の全てとなっている世帯が半数以上

図1-2-1-4

公的年金・恩給を受給している高齢者世帯における公的年金・恩給の総所得に占める割合別世帯数の構成割合



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成30年)
(同調査における平成29(2017)年1年間の所得)

出典元:内閣府「令和2年版高齢社会白書」

8. 年金制度改正法～被用者保険の適用拡大

☑年金制度改正法のおもなポイント

- ① 被用者保険の適用拡大
- ② 在職老齢年金制度の見直し
- ③ 受給開始時期の選択肢の拡大

☑ ① 被用者保険の適用拡大 (社会保険:厚生年金保険と健康保険)

【現行】

従業員が常時501人以上の規模の企業に勤める短時間労働者(パートタイマー、アルバイトなど)は、下記ア～エの要件を全て満たす場合、社会保険に強制加入

- ア. 1週の所定労働時間が20時間以上であること
- イ. 雇用期間が1年以上見込まれること
- ウ. 賃金月額が8.8万円以上(年収約106万円以上)であること
- エ. 学生でないこと

【改正】

社会保険に加入する企業の規模要件の見直し

- ・令和4年10月は、従業員規模が101人以上、令和6年10月からは、51人以上と段階的に適用範囲が拡大

9. 年金制度改正法～在職老齢年金制度の見直し

☑ ② 在職老齢年金制度の見直し

在職老齢年金制度とは、60歳以降に厚生年金に加入しながら(働きながら)老齢厚生年金を受給する場合は、老齢厚生年金(60歳代前半は特別支給の老齢厚生年金)の額と給与や賞与の額(総報酬月額相当額)によって、**年金の全部あるいは一部が支給停止**になること

【現行】

60歳～65歳未満に支給される特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金については、報酬(給与、賞与)と年金月額の合計額が28万円を超えると**年金の全部あるいは一部が支給停止**

【改正】

令和4年4月からは、60歳～65歳未満に支給される特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金については、報酬(給与、賞与)と年金月額の合計額が47万円を超えると**年金の全部あるいは一部が支給停止**

※ 基準が緩和されるが対象者は限定的

10. 年金制度改正法～受給開始時期の選択肢の拡大

☑ ③ 受給開始時期の選択肢の拡大

公的年金は、原則65歳から受け取ることができるが、60～70歳までの間で、自由に受給開始時期を選択できる

【現行】

- ・繰上げ受給といい、65歳より早く受取開始したい場合(繰上げ受給)は、最大60歳までの5年間(60カ月)繰上げることができる
- ・繰上げ1カ月あたり年金額が0.5%減額される
- ・繰下げ受給といい、65歳より遅く受取開始したい場合(繰下げ受給)は、最大70歳までの5年間(60カ月)繰下げることができる
- ・繰下げ1カ月あたり年金額が0.7%増額される

【改正】

- ・令和4年4月からは、受給開始時期の上限を75歳まで引上げる
- ・75歳まで繰下げると年金額は最大84%増額される
 - ※ 対象者は、昭和27年4月2日以降生まれの人
- ・繰上げした場合の減額率は、令和4年4月1日以降に60歳に到達する人を対象にして、1カ月あたり0.4%に見直される。

11. 人生100年時代の家計収支を確認する

☑ 人生100年時代、支出を減らし、収入を増やすという考え方

① 支出を削減することを検討する

- ・基本生活費を削減する
- ・生命保険を見直す
- ・住宅ローンを見直す など

② 収入を増やす方法を検討する

- ・定年後も働く
- ・年金額を増やす
厚生年金保険に加入する
繰下げ受給
国民年金の任意加入制度
- ・配偶者も働く
- ・金融資産を運用する など

12. 収入を増やす方法（年金額を増やす）

- ☑ 働いて収入と年金額(老齢厚生年金)を増やす

老齢厚生年金の年金額が増額

(例) 60歳以降に月収30万円で5年間働いた場合

$$30万円 \times 0.005481 \times 5年(60月) = \underline{98,658円(年間増額)}$$

(注)経過的加算額を考慮せず

- ☑ 厚生年金保険に加入するメリット
 - ・老齢厚生年金の年金額が増える
 - ・厚生年金保険に加入している間の病気・ケガによる障害厚生年金がある
 - ・健康保険にも加入(要件を満たせば、配偶者も加入できる) など
- ☑ 厚生年金保険に加入するデメリット
 - ・厚生年金保険・健康保険の保険料負担
 - ・在職老齢年金制度の適用 など

13. 頭の体操！さまざまな社会の変化・動きを学ぶ

☑ さまざまな社会の変化や動き

☑ 1.税制改正

→ 公的年金等控除額の見直し、消費税率8%から10%への引き上げ など

☑ 2.社会保障関係改正

→ 受給開始年齢の引き上げ、年金生活者支援給付金創設、高額療養費の見直し、介護保険の自己負担割合の見直し など

☑ 3.政府の動向

→ (例)『高年齢者雇用安定法の改正～70歳までの就業機会確保～』より
→ 70歳までの就業機会の確保について、多様な選択肢を法制度上整え、事業主としていずれかの措置を制度化する努力義務を設ける

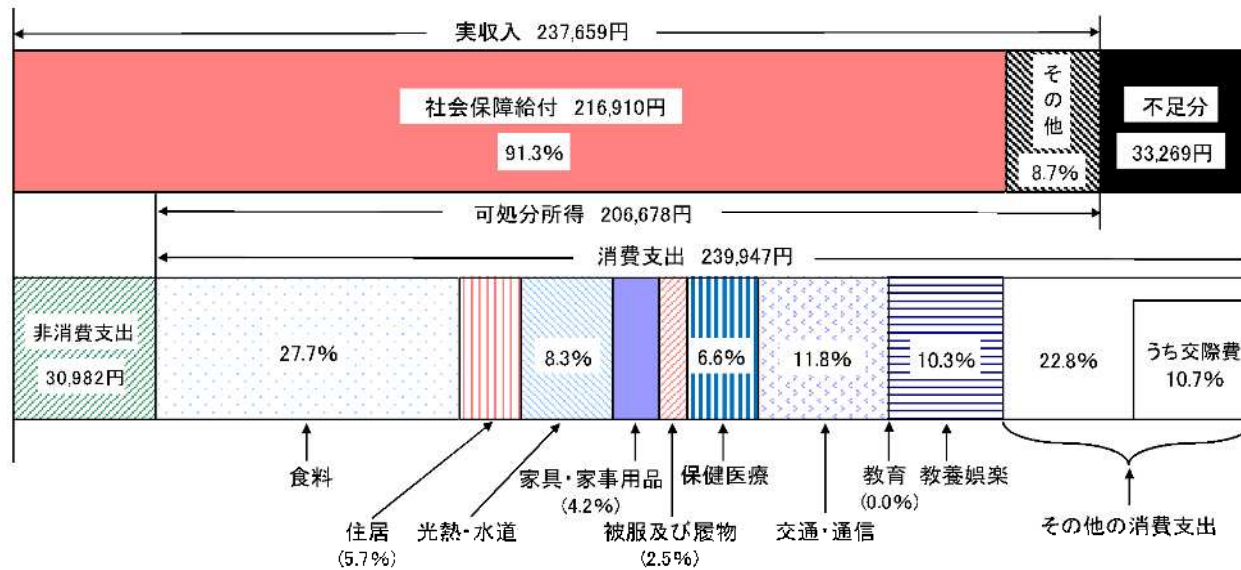
☑ 4.社会

→ 令和元年の日本人女性の平均余命は 歳、男性は 歳、働き方改革、台風被害、新型コロナウイルス関連 など

【参考資料一1】 高齢夫婦無職世帯の支出①

総務省「令和元年家計調査」より

図1 高齢夫婦無職世帯の家計収支 -2019年-

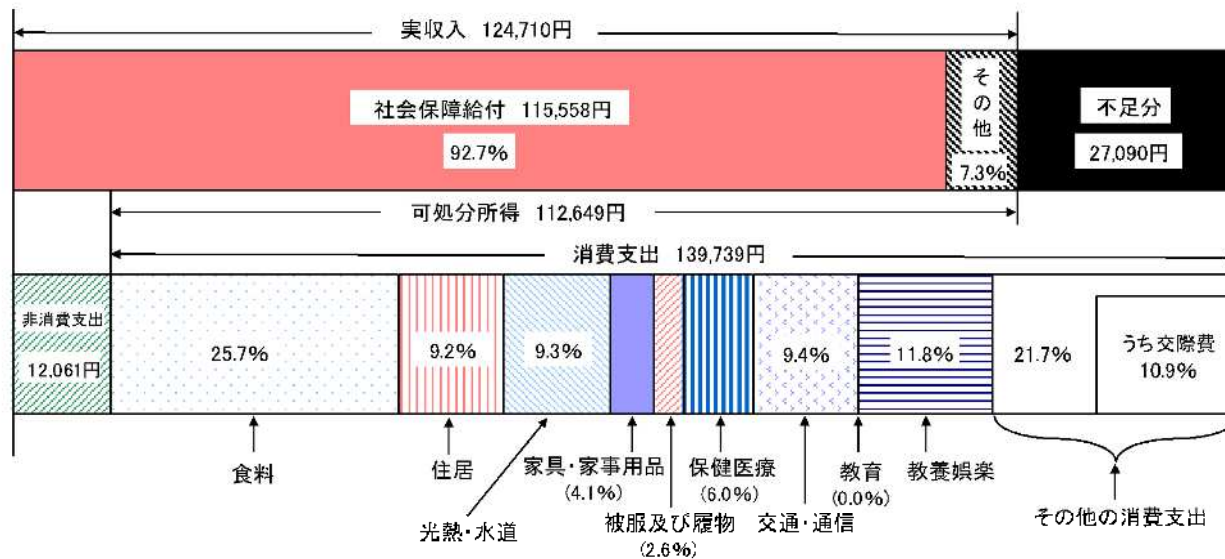


- (注) 1 高齢夫婦無職世帯とは、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの無職世帯である。
 2 図中の「社会保障給付」及び「その他」の割合(%)は、実収入に占める割合である。
 3 図中の「食料」から「その他の消費支出」までの割合(%)は、消費支出に占める割合である。
 4 図中の「消費支出」のうち、他の世帯への贈答品やサービスの支出は、「その他の消費支出」のうち交際費に含まれている。
 5 図中の「不足分」とは、「実収入」から「消費支出」及び「非消費支出」を差し引いた額である。

【参考資料一2】 高齢单身無職世帯の支出②

総務省「令和元年家計調査」より

図2 高齢单身無職世帯の家計収支 -2019年-



- (注)
- 1 高齢单身無職世帯とは、60歳以上の单身無職世帯である。
 - 2 図中の「社会保障給付」及び「その他」の割合(%)は、実収入に占める割合である。
 - 3 図中の「食料」から「その他の消費支出」の割合(%)は、消費支出に占める割合である。
 - 4 図中の「消費支出」のうち、他の世帯への贈答品やサービスの支出は、「その他の消費支出」のうち交際費に含まれている。
 - 5 図中の「不足分」とは、「実収入」から「消費支出」及び「非消費支出」を差し引いた額である。

【参考資料一3】 在職老齢年金制度

☑ 65歳未満のケース

$$\text{年金支給停止額} = (\text{総報酬月額相当額} + \text{基本月額} - 28\text{万円}) \times 1/2$$

<例1> 報酬月額:30万円、基本月額:8万円の場合

$$\text{年金支給停止額} = (30\text{万円} + 8\text{万円} - 28\text{万円}) \times 1/2 = 5\text{万円}$$

$$\text{年金支給額} = 3\text{万円}$$

☑ 65歳以上のケース

$$\text{年金支給停止額} = (\text{相当額報酬月額相当額} + \text{基本月額} - 47\text{万円}) \times 1/2$$

<例2> 報酬月額:30万円、基本月額:8万円の場合

$$\text{年金支給停止額} = (30\text{万円} + 8\text{万円} - 47\text{万円}) \times 1/2 = \blacktriangle 4.5\text{万円}$$

つまり、支給停止額はなし

$$\text{年金支給額} = 8\text{万円}$$

(注) 老齢基礎年金、経過的加算額は、全額支給される

【番外編】 老後資金2,000万円不足する？

● 金融庁

2019年金融審議会市場ワーキング・グループ報告書「高齢社会における資産形成・管理」で、「老後資金に2,000万円必要」との試算を示した

【高齢夫婦無職世帯(夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの無職世帯)】



実収入 約210,000円、実支出 約260,000円

→実収入 約210,000円－実支出 約260,000円＝▲約50,000円(月額)

65歳から95歳までの30年間生存すると、50,000円×12カ月×30年＝▲1,800万円